

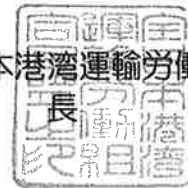
2017年11月21日
全国港湾 17 発第30号
港運同盟発 17-第96号

国土交通省 港湾局
局長 菊地 身智雄 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信



港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸課題について貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

1. 船社アライアンスに係る件について

(1) 船社によるアライアンス再編、邦船3社による定期船事業統合は、港湾労働者の雇用・職域に大きな影響を与える。港運労使協議だけでは限界がある事から、貴省として港運使用者団体と連携のうえ、本件に関わる対策協議の場を港湾労働組合との間に設置し、それを以って港湾労働者の雇用職域確保に資するあらゆる措置を緊急的に講じると共に、関係船社へ事態打開に向けた指導を行うこと。

2. 港湾運送事業基盤の安定に資する諸課題

(1) 港湾運送料金の適正收受について、改めて経産省等へ文書回答を求めること。また、貴省を中心とする関係省庁と連携のうえ港湾運送料金適正收受に関する検証委員会(仮称)を設置のうえ、港運労使団体を出席させること。

(2) 安定的かつ持続可能な料金制度(認可料金制度)を復活させるべく、法整備を行うこと。

(3) 港運専業・現業部門(検数・検定・関連・港湾荷役)に対する下払い作業料金適正收受の指導を、現行法元請責任に基づき港運元請事業者(団体)に対し指導を徹底すること。

(4) 新たに、港運専業・現業部門(検数・検定・関連・港湾荷役)に対する適正下払い料金監査制度を創設すること。また、創設準備にあたり関係労使団体を参加のうえ、

直ちに貴局との協議の場を設定すること。尚、違法行為勧告を受けた事業者公表をHPで公開すること。

- (5) 港湾政策審議会港湾分科会に港湾労働組合の代表を参画させること。地方港湾審議会の議論内容を全国的観点から審議することとなっていることから、それら、港湾運送をはじめ交通運輸政策に労働者の意見が反映されているか確認する為にも、港湾労働組合代表参画を国交大臣に申し入れること。

3. 港湾政策に係る諸問題

- (1) 港湾法改正時の付帯決議に則り、港湾労働者・事業者が不利益を被る事案であると港湾労働組合、港運事業者団体の何れかが判断した場合、貴局は直ちに当該港湾運営会社に対しその事案に対する是正措置並びに適切な指導を行うこと。
- (2) 港湾運営会社や港湾管理者が、「ゲートオープンによる渋滞解消を以って国際競争力向上策」を理由にしない事を指導し、ゲートの渋滞については、港湾管理者と港湾建設者の責任で緊急に改善措置を図ること。
- (3) 国際バルク戦略港湾拠点港再編について、地域産業の移転や集約のためではないとされているが、地方港では既に港湾労働者の雇用・職域並びに港運事業者の業域が大いに損なわれ雇用問題が発生している。改正港湾法付帯決議を踏まえ、前述のような事案が発生しない港湾政策への転換を行うこと。
- (4) RTG 遠隔操作については導入は行わないこと。
- (5) 三島川之江の指定港化に於いて、水準を満たしていることや周辺港と不公正な関係について返答がなければ、指定港化を認めるよう通達を行うこと。また、指定港化の際には、周辺港に影響を与えない措置を講ずること。
- (6) クルーズ船受け入れ促進で民間事業者による岸壁の優先的利用等に関する協定制度創設とされている為、港湾作業地域と客船入港地域を区別した環境整備、観光客並びに港湾労働者の相互の安全を確保の観点から、制度の開示を行うこと。

4. 港湾労働者の雇用と職域に係る問題

- (1) 産別労使協定の「港湾を通過する貨物は全て港湾労働の職域である」ことについて、認める事。
- (2) これ以上のインランドデポの拡大を取りやめ、港頭地区の遊休施設・土地を活用してデポ地を確保し、港湾で荷捌きし、港湾でチェック(検数・検定作業)することで、ヒアリに見るよう、国民の安心・安全の港湾運送を確保する体制を作ること。そのために、貴省だけでなく経済産業省、財務省とも連携し必要な施策並びに法整備を行うこと。
- 港頭地区に共同配送機能を有した施設を設けることで、港運業界・荷主・ユーザー・関

係省庁と連携し港湾通過貨物を拡大させないこと。

- (3) コンテナラウンドユースが、港湾運送事業の基盤を狭め、海コン輸送の秩序に混乱を招いていることに鑑みこの政策を取りやめ、港湾を基点としたコンテナ輸送体系を維持すること。そのために、港運事業を所管する貴省として、経済産業省や財務省など関係省庁に本政策の見直しを働きかけ必要な施策を講じること。
- (4) 港頭地域に隣接する地区での港湾運送事業行為拡大に鑑み、港頭地区指定範囲見直し(港労法と港頭地域範囲の統一等)を行うこと。尚、港頭地域指定のあり方については、港運事業者団体及び港湾労働組合、貴省を含めた関係省庁との三者によるあり方検討会(仮称)を設置し検討の場を設けること。
港湾倉庫内の作業について港湾運送事業法を適用すること。また、厚労省と連携し事業法と港労法の整合性を保つこと。
- (5) コンテナターミナルゲートに於ける作業(ダメージチェック、シールチェック等)は、港湾運送作業行為が望ましいと回答した事から、港湾事業者の職域として指導すると共に法的整備を行うこと。
- (6) 検数・検定事業の付帯及び補助業務を明確にし、事業法上に於いて港湾運送事業者が取扱うよう指導すること。

5. 安全・安心の諸施策と港湾機能の活用

- (1) SOLAS 条約改定に伴う重量測定で、確定事業者が重量測定し、第 3 者に伝達する行為は証明行為に値する。また、港頭地域に於いて貨物重量を個々に行い、荷主申告追認だけによる重量確定でない為、港湾労働安全の観点からも正確性を期していることから、輸出貨物の重量証明は、港湾運送事業者で行うよう再整備すること。
- (2) 45ft コンテナの公道走行を認めないこと。
具体的には、国道・都府県道・市町村道の海コン走行の許可当事者に、車両制限令の趣旨に則り、特殊車両通行許可(長さ)C条件を緩和しないよう指導を徹底すること。
- (3) 海上コンテナ安全運送法(仮称)の制定を進めると同時に、港湾行政として「貨物ユニットの収納のための行動規範」を、国際条約として規範機能を引き上げる措置を講ずること。
- (4) SOLAS 条約の改定で、重量証明が義務化されたことに鑑み、同趣旨のもとに、輸入コンテナに対しても、港運事業者・海コン事業者に対する「貨物情報の提供」の徹底、コンテナターミナルオペレーター及び海上コンテナ運転手が重量超過や偏荷重を認識した場合の適正な処理(港頭地区内で適正に積み替え、コンテナ貨物を CFS 等にてデバン処理)を行い、重量等の違反輸入コンテナを一般公道に出さない措置を目的として海上コンテナ安全輸送法(仮称)を整備すること。

- (5) フレキシブルバッグの損傷で、海上コンテナから食用油が漏れたために事故が発生した件が、2016年10月30日付、事業用自動車事故調査報告書によって、事故の原因が運転手の急ブレーキによるものと確定された。運送事業者への対策の周知だけでは限界があることから、経済産業省・消防庁など関係機関と連携して、同バッグによる輸送を禁止する措置とフレキシブルバッグを国内での海上コンテナ輸送等で使用させないよう法的整備を行うこと。
- (6) 港湾に於ける石綿被災について国の責任を認め、厚生労働省と連携し、港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。

以 上